

(令和5年習志野市議会第3回定例会)

発議案第1号

「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者 習志野市議会

協働経済常任委員長 関 根 洋 幸

「特定商取引法平成２８年改正における５年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成２８年改正の際、いわゆる５年後見直しが定められた。令和４年１２月に同改正法の施行から５年の経過を迎えた。令和４年版消費者白書によると、消費生活相談は８５．２万件でここ１５年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の５４．７％に上る。そして、令和４年版消費者白書によれば、６５歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が１４．４％、電話勧誘販売の割合が８．１％であり、６５歳未満の割合の２倍を超えている。さらに、令和４年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が４８．６％を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和４年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の２７．４％と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、２０歳代において高い比率を占めていて、令和４年４月の成年年齢の引下げにより、１８歳から１９歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。

記

- １ 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- ２ ＳＮＳ等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はＳＮＳ事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- ３ 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、請願趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第3回定例会)

発議案第2号

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	寺 川 貴 隆
-----	----------	---------

賛成者	習志野市議会議員	荒 原 ちえみ
-----	----------	---------

〃	〃	佐 野 正 人
---	---	---------

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

核兵器は最も非人道的な兵器である。我が国は、昭和２０年８月、広島と長崎に原爆を投下され、２１万人を超える人々が一瞬にして亡くなり、その後も生涯にわたり被爆の苦しみを多くの人々が経験した。

核兵器禁止条約は、平成２９年７月７日、国連加盟国の３分の２に当たる１２２か国の賛成で採択され、令和２年１０月２４日、発効に必要な５０か国の批准を達し、令和３年１月２２日から条約が発効されています。核兵器禁止条約は、核兵器の保有のみならず、開発、製造、実験、貯蔵、移転も禁止し、「核兵器を無くす」という希望に向かって進行を続け、令和５年７月時点で９２か国に達している。

唯一の戦争被爆国である我が国の姿勢が問われている。

習志野市は、昭和５７年８月５日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議し、核廃絶と恒久平和を希求してきました。核兵器禁止条約は、核兵器廃絶の第一歩であり、多くの国が参加すべきである。

日本政府に、核兵器禁止条約への署名・批准を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第3回定例会)

発議案第3号

米軍と自衛隊のオスプレイの飛行訓練の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 としゆき
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	谷 岡 隆

米軍と自衛隊のオスプレイの飛行訓練の中止を求める意見書

米海兵隊は、昨年６月に米国で発生したＭＶ２２オスプレイの乗組員５名全員が死亡した墜落事故について、同機に特有の機械的故障が原因だったとする調査報告書を今年７月に公表した。

報告書は、事故原因をエンジンと回転翼をつなぐクラッチが一時的に外れ、再びつながる時に衝撃が発生するハード・クラッチ・エンゲージメントにより片方のエンジンとインターコネクト・ドライブ・システムが故障し、推力が失われたものと説明している。あわせて事故が操縦ミスや整備不良といった人的要因や、天候などの外的要因によって発生したのではないと断言したことは重大である。

防衛省は今回の報告書を受け、陸上自衛隊が保有するＶ２２オスプレイの飛行を見合わせていたが、８月１４日に安全性に問題はないと判断したとして、飛行を再開した。しかし、８月２７日にＭＶ２２がオーストラリアで訓練中に墜落し３人が死亡する事故が発生した。この事故原因について防衛省は、「米軍が原因を調査中」と述べるにとどまり、原因を特定できていない。

陸上自衛隊のＶ２２は千葉県の本木駐屯地に、米海兵隊のＭＶ２２は普天間基地に、米空軍のＣＶ２２オスプレイは横田基地にそれぞれ配備され、飛行範囲は全国各地に及んでいる。さらに、日米両政府は７月に、米海兵隊のＭＶ２２が日本本土の山岳地帯で低空飛行訓練を行う際の最低高度を、現行の日本の航空法で定める最低安全高度である１５０メートルよりも低い、約６０メートルへ引き下げることで合意した。

いつまたハード・クラッチ・エンゲージメントが発生し制御不能になるか分からない状態でのオスプレイの飛行訓練は、全国に危険をもたらすものである。

よって、本市議会は政府に対し、米軍と自衛隊のオスプレイの飛行訓練の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第3回定例会)

発議案第4号

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルの発射等に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月29日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	金 井 宏 志
賛成者	習志野市議会議員	木 村 孝 浩
〃	〃	宮 本 博 之
〃	〃	田 中 真太郎
〃	〃	大 宮 こうた

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルの発射等に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が令和５年８月２４日に人工衛星と称する事実上の弾道ミサイルを発射した。これは本年５月に続き、また、失敗に終わったが、発射自体、明確に国連安保理決議に違反しており、かつ、我が国（沖縄県）の上空を通過している。さらには、同月３０日及び９月１３日にも、国連安保理決議に違反して弾道ミサイルを発射した。

弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市民として、発射する度に抗議文を決議・発出することが必要であると考える。

よって、本市議会は、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮の金正恩氏による弾道ミサイル等の発射に抗議するため、標記決議を行うものである。